

新PL研究 7号

The Journal of New Product Liability
No.7 2022

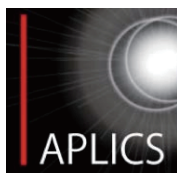
不法行為制度の運営費の経済分析

Economic analysis of administrative costs of tort system

桑名 謹三

Kuwana Kinzo

関西大学社会安全学部 准教授



一般社団法人 PL研究学会

Association for Product Liability & Consumer Safety Studies
Since April 1st.2015

aplics.org

不法行為制度の運営費の経済分析

桑名 謹三

関西大学社会安全学部 准教授

概要: 不法行為制度は、被害者の救済をするとともに、潜在的な加害者の防災・減災インセンティブを最適化させ、市場メカニズムを通じて、財・サービスの市場取引に伴う社会的便益を最大化させる経済効率性を有する。他方、不法行為制度の運営費は少なくなく、運営費の存在によって経済効率性が棄損されることが指摘されている。このように不法行為制度の運営費は大きな問題を孕んでいるにもかかわらず、日本国内の先行研究は皆無である。そこで、本論では、潜在的な加害者が不法行為制度の運営費を負担するというシンプルな経済モデルを用いて、不法行為制度の運営費が経済効率性にどのような影響をもたらすかを解析的に分析した。また、保険統計を用いて日本の不法行為制度の運営費の推定を試みるとともに、不法行為制度の運営費を削減するための手法を検討した。

キーワード: 不法行為法、運営費用、法と経済学、責任保険

Economic analysis of administrative costs of tort system

Kuwana Kinzo

Abstract : The tort system has the function of victim relief, optimizing care of potential perpetrators, and maximizing the social welfare associated with market transactions of goods and services through market mechanisms. On the other hand, it has been pointed out that the administrative costs of the tort system are not small, and that the existence of administrative costs impairs economic efficiency. In this way, despite the fact that the administrative costs of the tort system have serious problem, there is no previous research in Japan. Therefore, in this paper, we use a simple economic model in which potential perpetrators bear the administrative costs of the tort system, and analyze how the administrative costs of the tort system affect economic efficiency. We also tried to estimate the administrative costs of the tort system in Japan using insurance statistics, and examined methods for reducing the administrative costs of the tort system.

Keywords : tort law, administrative costs, law and economics, liability insurance

1 はじめに

不法行為法による損害賠償制度（以下「不法行為制度」という。）は、被害者の救済をするとともに、被害者の損害などの事故の費用を加害者に負担させることによって、（ア）財・サービスの生産を行う潜在的な加害者の防災・減災インセンティブを最適化する。さらに、（イ）事故の費用が財・サービスの価格に上乗せされることによって、市場メカニズムを通じて、財・サービスの市場取引に伴う社会的便益を最大化させる機能を有する。

他方、不法行為制度では、被害者に損害賠償金が支払われるまでに、被害者・加害者間の交渉のための費用、たとえば、加害と被害の因果関係を立証するための費用、損害の範囲を確定するための費用、過失責任の場合は加害者の過失を立証するための費用など、さまざまな費用が必要となる。それらの不法行為制度の運営費は少なくなく、運営費の存在によって、（ア）、（イ）のような経済効率性が棄損されると指摘されている¹。

たとえば、Kakalika (1983) は、米国のアスベスト関連訴訟では、被害者に正味 US\$1 の損害賠償金を給付するために必要な不法行為制度の運営費は US\$1.71 となるとしている。

このように不法行為制度の運営費は大きな問題を孕んでいるにもかかわらず、日本国内の先行研究は皆無である。そこで、本論では、潜在的な加害者が不法行為制度の運営費を負担するというシンプルな経済モデルを用いて、不法行為制度の運営費が前述した（ア）、（イ）という経済効率性にどのような影響をもたらすかを解析的に分析した。また、保険統計を用いて日本の不法行為制度の運営費の推定を試みた³。さらに保険統計を分析することによって、不法行為制度の運営費を削減するためにはどうすればいいのかを検討した。

2. 運営費の経済学的効果の分析

(1) 企業に与える影響

ここでは、不法行為制度の運営費が潜在的な加害者である企業に与える影響を法と経済学のモデル³を使って解析的に分析する⁴。

企業の経営者は、商品である財・サービスを生産するための費用を最小化しようとする。財・サービスを生産するための生産費用 = $C + A \cdots (1)$ と書くことができる。 C は、事故の有無にかかわらず必要となる生産費用である。原材料の調達費や労働者への賃金、生産設備（資本）の調達費などである。原材料の価格、労働者の賃金、資本のレンタルが決まれば、原材料の調達量や労働者の数などを調整することによって、企業の生産量に応じた C の最小値が決まってくる⁵。

もっとも、企業は事故が生じる場合があることから、経営者はそのための費用も負担しなくてはならない。上記（1）式の A は事故の費用を示している。企業の事故に伴う損害は、工場そのものの物的な損害、労働者の人身損害、工場の稼働による環境汚染、製造物の欠陥による損害などさまざまな損害が考えられるが、本論の分析の対象は不法行為制度の運営費であるので、環境汚染や製造物責任などに起因して第三者に与えた損害を考えることとする。また、次の（ウ）、（エ）を考慮し、企業は無過失責任を負うものとする。（ウ）環境汚染に関する損害賠償のルールであるが、大気汚染防止法 25 条と水質汚濁防止法 19 条に人の生命又は身体に対する損害については、企業は無過失責任を負うと規定されている⁶。（エ）製造物責任に関する損害賠償のルールは、製造物責任法に従い無過失責任となっている。

企業の生産活動に伴い確率 $p(x)$ で損害額 L の事故が発生するとする。 x は、企業が防災・減災のために投じる費用（防災費用）とする。ただし、

$$p'(x) < 0, \quad p''(x) > 0 \quad \cdots \cdots \cdots (2)$$

である。これは、防災費用を大きくすれば事故発生確率を減少させることができるものの、その効果は逓減することを示している。このときの事故の費用 A は、企業が無過失責任を負うことから、防災費用 x と損害額の期待値 $Lp(x)$ の合計と考えられる。したがって、

$$A = x + Lp(x) \quad \dots\dots\dots (3)$$

である。

図 1 の直線 OP は防災費用 x を、曲線 STU は損害額の期待値 $Lp(x)$ を示している⁷。曲線 QRP は、直線 OP と曲線 STU の示す値を鉛直方向に加算した値、つまり、事故の費用である (3) 式の値を示している。防災費用が x^* のとき、事故の費用は最小値 A^* をとる。

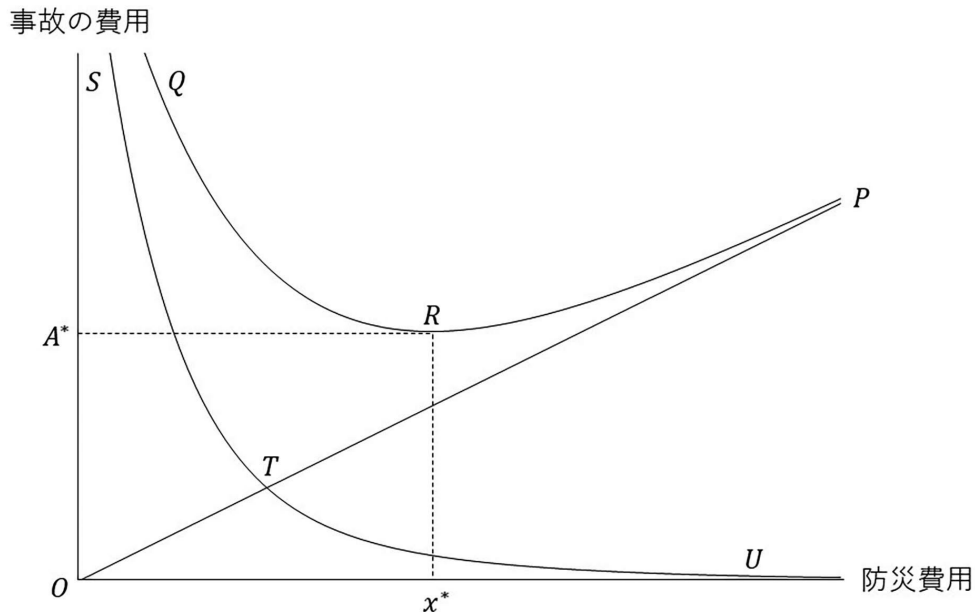


図 1 防災費用と事故の費用

(出典) 筆者作成。

したがって、(1) 式より、
最適な (社会的に望ましい) 生産費用 = $C + A^*$
..... (4)

である。また、企業が投入する防災費用の最適値 (社会的に望ましい値) は x^* となる。

ところで、(3) 式による事故の費用は、企業が第三者に損害を与えると直ちにその損害を企業が負担することを前提としている。しかし、現実には被害者である第三者との交渉のための費用、裁判に至った場合は訴訟費用、責任保険を付帯していた場合は付加保険料 (保険会社の事業費に該当する費用) など不法行為制度の運営費の一部を負担しなければならない。不法行為制度の運営費は、企業が第三者に与えた損害額が大きくなればなるほど大きくなると考えられる。大規模な事故の方が小規模な事故より、被害者と

の交渉のための費用は大きくなると想定できる。しかし、損害額が小さくなれば、不法行為制度の運営費が限りなくゼロに近づくかといえば、そうではなく損害額とは関係なく必要となるミニマムコスト (固定費) 的な費用が必要となってくる。そこで企業が負担する不法行為制度の運営費の期待値 B を、

$$B = \alpha Lp(x) + \beta \quad \dots\dots\dots (5)$$

と書くことにする。不法行為制度の運営費の期待値は、損害額 L に比例する部分 $\alpha Lp(x)$ と損害額に影響されない部分 β の和になると考える⁸。このとき、不法行為制度の運営費を含む事故の費用は、(3) 式、(5) 式より、

$$A = x + Lp(x) + B = x + (1 + \alpha)Lp(x) + \beta \quad \dots\dots\dots (6)$$

となる。

企業は事故の費用である (6) 式を最小化しようとするので一階の条件より、

$$dA/dx = 0 \Leftrightarrow 1 + (1 + \alpha)Lp'(x) = 0 \quad \dots\dots\dots (7)$$

が得られる。(7) 式の解を $x=\hat{x}$ として、 $\hat{x}$ と α で (7) 式を全微分して整理し、(2) 式を考慮すると、

$$d\hat{x}/d\alpha = -Lp'(\hat{x})/(1 + \alpha)Lp''(\hat{x}) > 0 \quad \dots\dots\dots (8)$$

となる。つまり、 α が大きくなる、言い換えると不法行為制度の運営費が損害額に依存する度合いが強くなると、企業が投入する防災費用が大きくなるということである。(7) 式から、 $\alpha = 0$ のとき、 $\hat{x} = x^*$ であるから、損害額に依存する不法行為制度の運営費の存在によって、企業の投入する防

災費は最適値を上回ってしまうのである。別の言い方をすれば、損害額に依存する不法行為制度の運営費が存在することによって、企業は経済学的に好ましい程度を超えて過剰な防災・減災活動をしてしまうということである。

次に不法行為制度の運営費が存在するときの事故の費用の最小値を $\hat{A}$ とすると、

$$\hat{A} = \hat{x} + (1 + \alpha)Lp(\hat{x}) + \beta \quad \dots\dots\dots (9)$$

である。包絡線定理を用いると (9) 式より、

$$d\hat{A}/d\alpha = Lp(\hat{x}) > 0 \quad \dots\dots\dots (10)$$

が得られる。

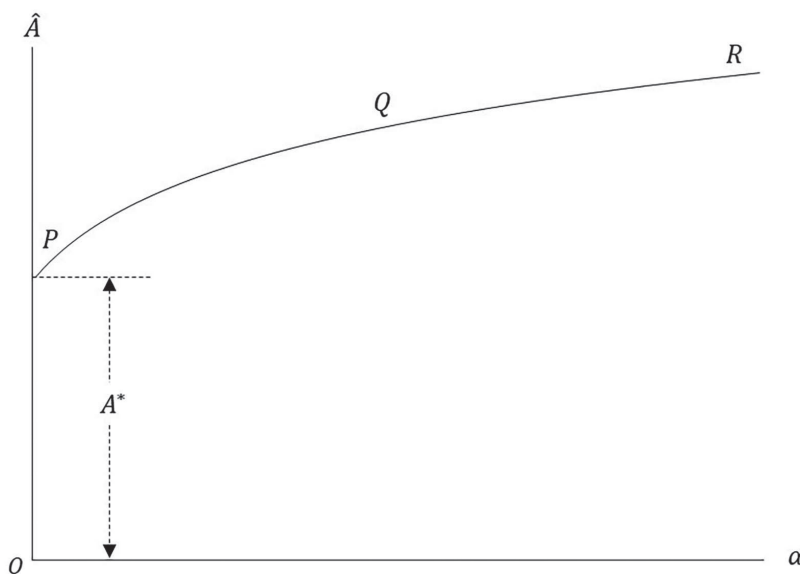


図 2 運営費が損害額に依存する度合いと事故の費用 (出典) 筆者作成。

図 2 の曲線 PQR は、 $\beta = 0$ のとき α の増加に伴い、企業が負担する事故の費用の最小値 $\hat{A}$ がどのように変化するかを示したものである。 α が大きくなる、言い換えると不法行為制度の運営費が損害額に依存する度合いが強くなると、企業が負担する事故の費用も大きくなることわかる。図示されているとおり、 $\alpha = 0$ のとき、つまり点 P において $\hat{A} = A^*$ であるから、損害額に依存する不法行為制度の運営費の存在によって、企業が負担する事故の費用は社会的に望ましい最小値を上回ることになることがわかる。また、 $d\hat{A}/d\beta = 1 > 0 \quad \dots\dots\dots (11)$ である。つまり、 β が大きくなる、言い換えると損害額に依存しない固定費的な不法行為制度の

運営費が増加すると、企業が負担する事故の費用も大きくなるということである。

さらに、 $\alpha = \beta = 0$ のとき、 $\hat{A} = A^*$ である。したがって、(10) 式、(11) 式から、不法行為制度の運営費の存在によって、企業が負担する事故の費用は社会的に望ましい最小値 A^* を上回ってしまうこととなる。

α が 0 より大きくなっても、 β が 0 より大きくなっても、言い換えると、運営費が損害額に依存するかしないに関わらず、不法行為制度の運営費が存在することによって企業が負担する事故の費用が社会的に望ましい値より大きくなるのである。

(2) 市場に与える影響

ここでは、不法行為制度の運営費の存在が市場に与える影響を部分均衡分析（余剰分析⁹）により解析的に評価する¹⁰。市場取引による消費者のメリットを消費者余剰といい、生産者のメリットを生産者余剰という。消費者・生産者双方のメリットの合計を社会的余剰という。その社会的余剰が最大化されるような理想的な場合に比べて、どれだけ現実の社会的余剰が減少しているかによって、現実の政策の良し悪しを評価するのが余剰分析である。不法行為制度の運営費が存在するときは、(1) 式より、

企業の財・サービスの生産費用 = $C + \hat{A} \cdots (12)$ である。それに対して、(4) 式で示されるように、社会的に望ましい財・サービスの生産費用は $C + A^*$ であった。また、図 2 で示したように、不法行為制度の運営費が存在するときは、 $\hat{A} > A^*$ である。したがって、不法行為制度の運営費が存在することによって、生産費用は、 $\hat{A} - A^*$ だけ増加することになり、生産される財・サービスの価格上昇を引き起こす。

図 3 は、不法行為制度の運営費がないという理想的な場合についての余剰分析を示したものである¹¹。横軸は、財・サービスの生産量、縦軸は価格である。 CD は需要曲線、 AB は供給曲

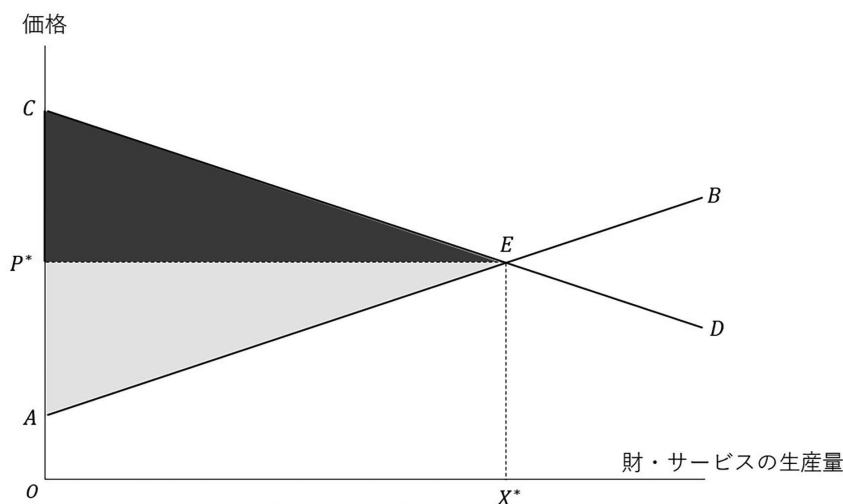


図 3 運営費のないときの余剰分析

(出典) 筆者作成。

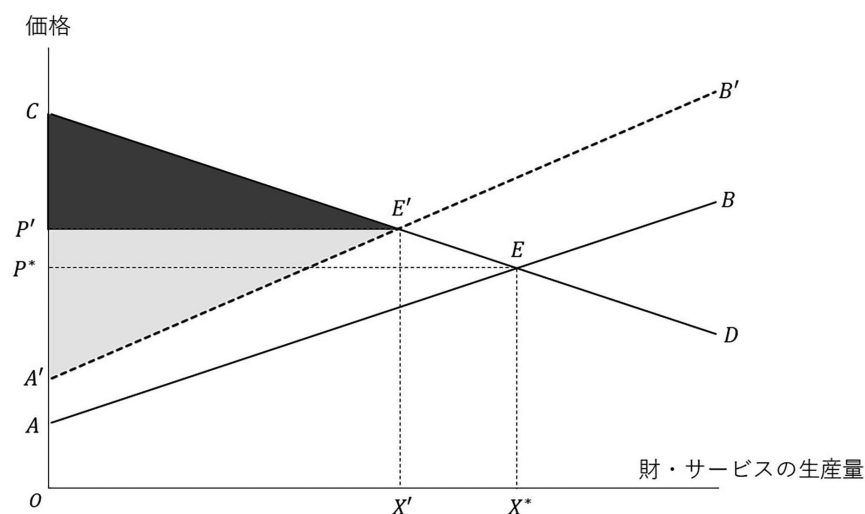


図 4 運営費が存在するときの余剰分析

(出典) 筆者作成。

線である。需要曲線と供給曲線の交点 E で需給が均衡し、そのときの生産量が X^* 、価格が P^* となる。このとき、消費者余剰は $\triangle CEP^*$ の面積（濃いグレーの塗りつぶし部分）となる。生産者余剰は $\triangle AEP^*$ の面積（薄いグレーの塗りつぶし部分）で示される。社会的余剰は、消費者余剰と生産者余剰の合計で $\triangle CEA$ の面積である。

図 4 は、不法行為制度の運営費が存在する現実についての余剰分析を示したものである。不法行為制度の運営費に伴う財・サービスの価格上昇のため、供給曲線は AB から $A'B'$ へと上方にシフトしている。そのため、需給均衡点は E から E' へと移動している。需給均衡点における財・サービスの生産量は、 X^* から X' へと減少し、価格は P^* から P' へと上昇する。このとき、消費者余剰は $\triangle CEP^*$ の面積から $\triangle CE'P'$ の面積（濃いグレーの塗りつぶし部分）へと減少している。生産者余剰は $\triangle AEP^*$ の面積から $\triangle A'E'P'$ の面積（薄いグレーの塗りつぶし部分）へと変化している。社会的余剰は、 $\triangle CEA$ の面積から $\triangle CE'A'$ の面積へと減少している。つまり、図 4 から、不法行為制度の運営費によって、社会的余剰（市場取引によるメリット）が減少していることがわかる。

3. 保険制度の運営費（事業費）を用いた分析

自動車の運行や原発の稼働など、社会経済的に有用な反面、事故を引き起こしたとき多くの損害をもたらさうる行為については、自賠法や原賠法などの特別法により新たな不法行為制度が構築されている。それらの特別法の主たる目的は被害者救済であり、潜在的な加害者に、責任保険¹²の手配の義務化が定められている場合が多い¹³。つまり、政策として、不法行為制度と保険制度が一体化されている場合があるということである。そこで、不法行為制度の運営費と保険制度の運営費が概ね等しいであろうという想定をすると、保険制度の運営費を把握することができれば、不法行為制度の運営費が推測可能となる。保険制度の運営費は事業費であるので、事業費を含む適切な保険統計¹⁴を入手することができれば、不法行為制度の運営費の推定ができる。

ただ、事業費は潜在的な加害者が支払う保険料の一部であるので、不法行為制度の運営費のうち加害者が負担する額にしか相当しないのではないかという疑問が生じてくる。保険会社が加害者と被害者の間に介在して、二者間の交渉を成立させ、保険金として損害賠償金を支払う際に、被害者が負担する費用は多くないという前提に立てば、この手法による不法行為制度の運営費の推定も大きな問題がないといえる¹⁵。近時、示談の代行を保険会社が行うような責任保険が増えている¹⁶ことから、被害者の負担が減少しつつあるのは間違いないといえる。

次の（1）では、責任保険統計の事業費のデータを用いて不法行為制度の運営費の推定を試みる。その次の（2）では、責任保険以外の保険統計の事業費のデータを活用し、不法行為制度の運営費を削減できるような手法を検討する。

(1) 責任保険の事業費

図 5 は、保険研究所 (1992 - 2020) ¹⁷ のデータを用いて、責任保険 (損害賠償責任保険) の事業費についてまとめたものである。責任保険を分離したデータが入手できるのは、1995 年までであるので、1991 年～1995 年までの 5 年間の推移を示した。C/L とは、事業費を保険金で

除した値である (以下「費金率」という。)。1 円の損害賠償金が被害者に給付されるのにどれだけ費用かかったかを示している。同じ金額の損害賠償金が被害者に給付されたとしても、その給付に要した事業費が少ない、つまり、費金率が小さいほど、不法行為制度の運営費が少ないと判断できるのである。

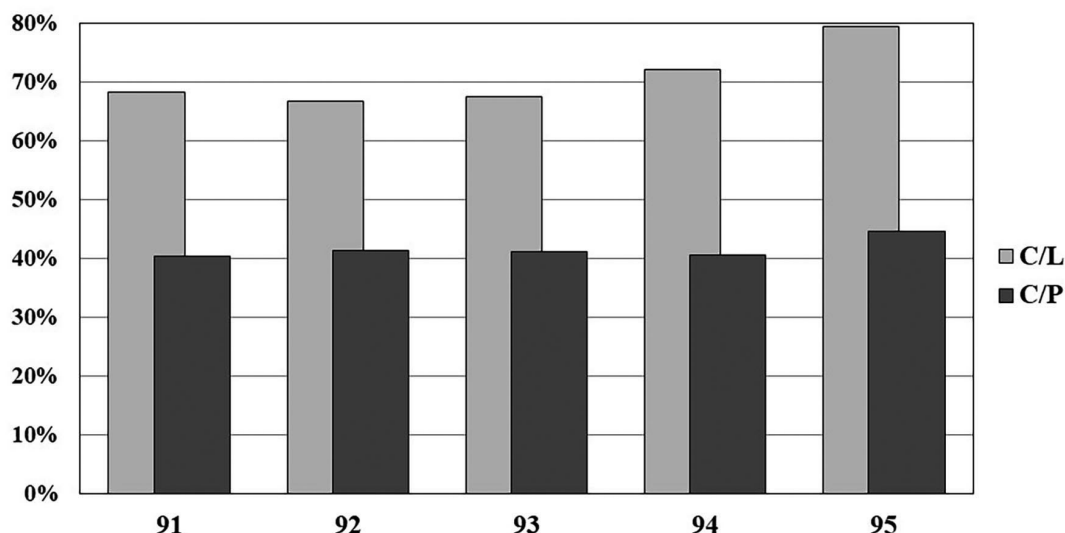


図 5 責任保険の事業費

(出典) 保険研究所 (1992 - 2020) より筆者作成。

C/P とは、事業費を保険料で除した値であり事業費率と呼ばれる。会計年度の中で保険金支払い多寡によって事業費は変動する。しかし、保険料に保険金の支払いの多寡が反映されるのは、一定の期間を経た後の保険料改定のあるときである。そのため、損害賠償金としての保険金と不法行為制度の運営費としての事業費の関係を見るには、事業費率よりも費金率の方が適切である。図 5 においては、費金率、事業費率ともに徐々に上昇しているものの、概ね、費金率が 70% 程度、事業費率が 40% 程度となっている。つまり、日本の不法行為制度においては、1 円の損害賠償金が被害者に給付されるのに、0.7 円の運営費がかかっていると推測できる。

(2) 保険の事業費の分析から得られる運営費削減のヒント

図 6 は、保険研究所 (1992 - 2020) と保険研究所 (1997 - 2020) ¹⁸ のデータを用いて、責任保険以外の保険 ¹⁹ の事業費についてまとめたものである。具体的には、1996 年～2019 年の間の保険種目ごとの事業費率と費金率の算術平均を示したものである。

保険種目によって、事業費率、費金率ともに大きく異なることがわかる。費金率が高いのは、傷害保険の約 100%、火災保険の約 93% である。同じ損害保険の中でも、自賠責保険の費金率は約 33% と低い。自賠責保険は、自賠法に従い被害者救済に特化した制度設計が行われていることから、事業費が低く抑えられていると考えられ

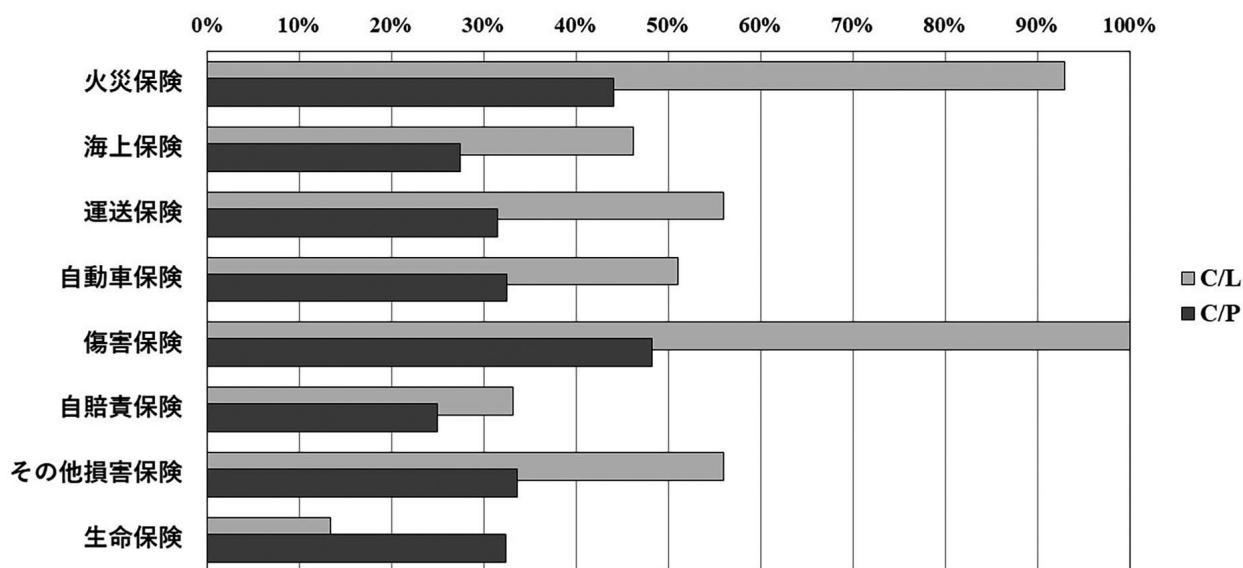


図 6 さまざまな保険の事業費

(出典) 保険研究所 (1992-2020) , 同 (1997-2020) より筆者作成。

る。自賠法による不法行為制度では、1 円の損害賠償金を被害者に給付する

ために、0.33 円の費用がかかっていることとなる。

最も費金率が低いのは生命保険である。生命保険の費金率は約 13% で、責任保険の費金率 (約 70%) の 1/5 以下である。責任保険が含まれる損害保険が短期契約であるのに対して、生命保険は長期契約であるなど、多くの点で異なるため、この費金率の差の主たる要因を特定するのは容易ではない。しかしながら、生命保険が定額給付の保険²⁰であり、事故発生時に保険会社がいくら保険金を支払うかについての決定が損害保険よりも容易であることが、大きな要因であろうと推測できる。自賠責保険の費金率が低いのも同じ要因 (保険金の決定が容易になるような制度設計²¹がなされていること) によると考えられる。

したがって、不法行為制度の運営費を削減するためには、損害賠償金の算定を容易にするような制度設計をする必要があるといえる。たとえば、環境訴訟で提起されている損害賠償金の包括請求²²を許容するような条文を定めることで、不法行為制度の運営費を削減できる可能性がある。

4. まとめと今後の課題

法と経済学のモデルによる解析的な分析で、不法行為制度の運営費が存在することによって、潜在的な加害者である財・サービスを生産する企業の防災・減災インセンティブは過剰になることがわかった。また、余剰分析で、不法行為制度の運営費が存在することによって社会的余剰が減少し厚生損失が生じることもわかった。

次に、日本の責任保険の統計における事業費の分析により、被害者に損害賠償金を 1 円給付するのに必要な不法行為制度の運営費は 0.7 円程度になると推測された。さらに、責任保険以外の保険統計における事業費の分析により、損害賠償金を算定するための費用を軽減させるような手法を不法行為制度に取り入れることによって、不法行為制度の運営費を削減できる可能性があることがわかった。

日本の不法行為制度の運営費に関する研究は、本論で始まったばかりといえる。今回は、不法行為制度の運営費のマクロ・データである保険の統計を用いた。今後は、被害者が負担する費用も含んだミクロ・データを得るために日本国内の大規模訴訟の事例研究を行っていきたい。

参考文献

- 安藤至大『ミクロ経済学の第一歩 (新版)』有斐閣 (2021)
- 岩田規久男『ゼミナール ミクロ経済学入門』日本経済新聞出版社 (1993)
- 大塚直『環境法 BASIC (第 3 版)』有斐閣 (2021)
- 桑名謹三「賠償資力不足が企業の注意水準に与える影響に関するモデル分析」『環境情報科学論文集』22, 環境情報科学センター, 43-48 頁 (2008)
- 桑名謹三「環境保険政策の経済効果 — 応用一般均衡モデルを用いた分析」『損害保険研究』70 (4), 損害保険事業総合研究所, 25-51 頁 (2009)
- 桑名謹三「原子力損害賠償責任保険の収支構造の問題点: 自賠責保険との定量的比較にもとづく考察」『社会安全学研究』8, 関西大学社会安全学部, 55-70 頁 (2017)
- 保険研究所『インシュアランス 損害保険統計号』保険研究所 (1992-2020)
- 保険研究所『インシュアランス 生命保険統計号』保険研究所 (1997-2020)
- 山下友信・竹濱修・洲崎博史・山本哲生『保険法 (第 4 版)』有斐閣 (2019)
- 山内恒人『生命保険数学の基礎 — アクチュアリー数学入門 (第 3 版)』東京大学出版会 (2020)
- 吉村良一『公害・環境訴訟講義』法律文化社 (2018)
- Kakalik, J.S., et al. Costs of Asbestos Litigation, RAND Institute for Civil Justice, Santa Monica, CA. (1983)
- Posner, Richard A. Economic Analysis of Law 6th Edition, Aspen Publishers, New York, NY. (2003)
- Shavell, Steven "The Judgement Proof Problem", International Review of Law and Economics, 6, pp. 45-58. (1986)
- Shavell, Steven, Economic Analysis of Accident Law, Harvard University Press, Cambridge, MA. (1987)
- Shavell, Steven, Foundation of Economic Analysis of Law, Harvard University Press, Cambridge, MA. (2004)

脚注

- 1 Shavell (1987) の 11. Liability and Administrative Costs を参照されたい。
- 2 Shavell (2004) でも保険統計を使って不法行為制度の運営費を分析している。
- 3 Shavell (1986) のモデルを基本とし、運営費を導入したモデルによって分析を行った。
- 4 損害賠償制度に不可避免的に付帯する賠償資力不足の問題については、分析の簡便化を図るため生じないものとした。賠償資力不足の問題の解析的な分析については、桑名 (2008) を参照されたい。
- 5 C の最小値がどのように決まるかについては、岩田 (1993) の第 5 章～第 7 章を参照されたい。
- 6 環境汚染に関する損害賠償については、鉱業法、船舶油濁等損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律でも無過失責任が定められている。これらの特別法が適用できない場合は民法が適用されることとなる。環境汚染に関する損害賠償法の詳細については、吉村 (2018) を参照されたい。
- 7 図 1, 図 2 は、 $p(x)=\exp(-x)$, $L=10$, $x \geq 0$ として解析的に得られたものである。
- 8 不法行為制度と同様に、事故が発生するかどうかという不確実性に対応する保険制度の運営費 (付加保険料) も、このような簡便式を用いて分析する場合がある。詳細については、山内 (2020) の第 6 章を参照されたい。
- 9 余剰分析については、安藤 (2021) の第 4 章を参照されたい。

- 10 不法行為制度の運営費が、ある特定の財・サービスだけでなく、他の多くの財・サービスの市場にも影響を及ぼす場合には一般均衡分析による評価の方が部分均衡分析による評価より適当である。しかし、本論のような解析的なアプローチはできず、コンピューターによる数値解析が必要となる。一般均衡分析については、桑名（2009）を参照されたい。この文献は環境汚染に対する損害賠償制度を構築し責任保険を義務化した政策について一般均衡分析を行ったもので、不法行為制度の運営費用の評価も行っている。
- 11 法と経済学の古典的文献である Posner（2003、初版は 1973）の Chapter 6 は、この状態で事故の費用が不法行為法により適切に生産費用に内部化されて、社会的余剰（市場取引によるメリット）が最大化されられているとしている。本論では、不法行為制度の運営費を考慮すると必ずしも社会的余剰が最大化されずに厚生損失が生じることを示す。
- 12 責任保険とは、潜在的な加害者が保険料を保険会社に支払い、事故発生時には保険会社が加害者に代わって、被害者に対する損害賠償金を（保険金として）支払う、という保険商品である。
- 13 日本において、その手配が義務化されている主な責任保険については、桑名（2017）を参照されたい。
- 14 保険の統計であっても、純粋に責任保険のみの数字を抽出したものは少ない。例えば、原子力保険、航空保険、自動車保険の統計は、責任保険だけでなく原子力財産保険、航空機体保険、車両保険などの財物保険の数字も含んでいる。
- 15 この前提が成り立たない場合、本論の分析は被害者が負担する費用を無視してしまうことになる。被害者側が負担する費用の実態については、今後の研究課題としたい。
- 16 任保険には、示談代行サービス付きのものとそうでないものがある。2015 年の兵庫県を嚆矢として、複数の自治体が条例で自転車ライダー用の責任保険の手配を義務化している。これらの自治体の政策に対応した責任保険の多くは示談代行サービス付きの商品である。
- 17 日本の損害保険会社の保険統計である。
- 18 日本の生命保険会社の保険統計である。
- 19 正確には、責任保険は「その他損害保険」に含まれている。火災保険、海上保険、運送保険、自動車保険、傷害保険、自賠責保険は、損害保険の一種である。
- 20 生命保険が定額給付の保険である点については、山下友信・竹濱修・洲崎博史・山本哲生（2019）の第 4 章を参照されたい。
- 21 損害保険料率算出機構による損害調査などの工夫がなされている。
- 22 包括請求については、大塚（2021）の第 11 章を参照されたい。

新 PL 研究

The Journal of New Product Liability

第 7 号 2022 年 7 月 29 日

編集 一般社団法人 PL研究学会 学会誌編集委員会

発行 一般社団法人 PL対策推進協議会

本 部 〒173-0013 東京都板橋区氷川町47-4
アビタシオンK 1F(TDN内)

事務局 〒982-0823 宮城県仙台市太白区恵和町35-28

電話:050-6865-5180 FAX:022-247-8042

©2022 一般社団法人 PL 研究学会

転記転載に際しては事務局にご連絡し正規の手続きをお願いします。